

保護者の皆様へ

下館第一高等学校事務室

就学支援金制度における事情変更があった場合について（お願い）

高等学校等就学支援金について、下記内容に変更があった場合は、学校事務室までご連絡ください。

記

（１）収入の修正申告や税額の更正等があった場合

就学支援金は、前年中の所得（就学支援金支給が４月～６月までの場合は前々年中の所得）に対する市町村民税の課税標準額等による算定基準額に基づいて、受給資格の認定を行っております。このため、収入の修正申告や税額の更正があった場合、算定基準額の算出に用いる保護者等の課税標準額等に変更がありうることから、受給資格の認定に影響する可能性があります。支援金の受給資格の認定を受けている方は、再度審査が必要となる場合があります。また、就学支援金の認定を受けておらず申請を希望する方は、速やかに申告してください。市町村から発出される地方住民税の変更が分かる通知等を受け取った日の翌日から１５日以内に当該事実を申し出た場合は、遡って申請があったものとみなして差し支えないという取扱いをしているところ、１５日を超えて当該事実を申し出た場合は、遡って申請・届出等があったとみなすことができないためご注意ください。

（２）離婚、死別、養子縁組等による保護者等の変更があった場合

受給資格の認定に影響を及ぼす可能性がありますので、事務室までお知らせください。

下館第一高等学校事務室 TEL 0296-24-6344